



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は  
こちらへ…

- 役場消費生活相談窓口（町民課内）  
Tel 0796・36・1941（直通）
- たじま消費者ホットライン  
Tel 0796・23・1999
- ※ 相談無料で秘密は厳守！！

## ～ 訪問買い取りはクーリングオフできる？ ～

### 【事例】

見ず知らずの業者が「不要な貴金属を買い取りたい」と自宅を訪れた。

一度は断ったが「在庫が不足して困っている」としつこく頼まれたので、アクセサリーを1,500円で売った。

あとで冷静に考えると、記念となる大切なものだった。返金するのでアクセサリーを返してほしい。また、業者の持ってきた書類に住所、氏名、電話番号を書いたが、そんな必要があるのか。



### 【ひとことアドバイス】

- ◇ 古物営業法の規定により、貴金属などを買い取る業者は、相手の住所や氏名など個人情報を確認しなければなりません。
- ◇ 自宅を訪れた業者に自分の所有物を売るという行為は、通常の訪問販売と立場が逆転し、消費者が売主になります。このため、クーリングオフの対象にはなりません。
- ◇ 買い取ってもらおうつもりがないなら、最初からきっぱり断り、自宅に招き入れないようにしましょう。もし、業者が居座ったり、脅かしたりした場合は、すぐに警察に連絡しましょう。